

社会福祉法人 心泉会 役員(役員等)報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 心泉会（以下「当法人」という）定款第一〇条および第二十三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員会外部委員（以下総称を「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一八条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第八条に基づき選任された者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会外部委員とは、定款施行細則第31条第3項に基づき選任された者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第四十五条の三十五第一項に定める報酬等をいい、報酬その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものである。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、保険、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給することとし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、理事会、評議員会へ出席した場合において別表第2に定める額を支給する。
なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合は、その別途報酬は支払わないものとする。
- (2) 非常勤役員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2に定める額を報酬として支払う事ができる。
- (3) 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は別表2に定める額を報酬として支払う事ができる。
- (4) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費実費分（交通費、宿泊料、手数料等）の費用を

弁償し、支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(費用弁償)

第7条 非常勤役員及び評議員及び評議員選任・解任外部委員が、会議に出席する場合、もしくは理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人業務を行う場合、その職務を遂行するにあたり負担した交通費等として次に定める費用を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 旅費実費分が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払う事ができる。
- 3 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員会外部委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(1) 非常勤役員等の費用弁償額

日額 4,000円

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 報酬については、毎月25日振込とする。ただし、その日が休日に当たるときは、金融機関の翌営業日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該報酬規定第5条各号による報酬の発生した月の翌月最初の各金融機関営業日に振込とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円

※上記在任年数は1カ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円+源泉所得税額

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円+源泉所得税額

(3) 監事

	日額
理事会及び指導監査等への出席	10,000円+源泉所得税額

上記の他、法人及び施設運営のための出勤 1日 10,000円+源泉徴収税額

(4) 評議員選任・解任委員会 外部委員

	日額
評議員選任・解任委員会及び役員会へ出席	10,000円+源泉所得税額

別表3（職員給与との併給）

①合算の上限を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 310,000円